

浜松市中央卸売市場仲卸業務要綱

第1章 仲卸業者

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市中央卸売市場業務条例（昭和54年浜松市条例第37号。以下「条例」という。）、浜松市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和54年浜松市規則第39号。以下「規則」という。）及び浜松市中央卸売市場業務条例及び浜松市中央卸売市場業務条例施行規則の施行及び様式を定める要綱（以下「様式要綱」という。）に基づき、仲卸業務の許可ほかについて必要な事項を定める。

(欠格事項)

第2条 条例第22条第3項第10号に規定する者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 条例第3条の取扱品目（以下「取扱品目」という。）の卸売業務の経験を3年以上有しない者
- (2) 法人にあっては、業務を執行する役員が取扱品目に係る卸売業務の経験を3年以上有しない者
- (3) 市町村民税を滞納している者
- (4) 業務に必要な行政庁の許可を受けていない者

(意見の聴取)

第3条 市長は、仲卸業務の許可をするに当たり、必要があると認めるときは、取扱品目ごとに、次の各号に掲げる市場の関係者にその意見を聴くことができる。

- (1) 卸売業者
- (2) 仲卸組合
- (3) 売買参加者組合
- (4) 代金決済機関

(有効期間及び許可の更新)

第4条 仲卸業務の許可の有効期間は、5年以内で市長が定める期間とする。

- 2 仲卸業者は、許可の有効期間の満了の日後も引き続き許可を受けようとするときは、市長が別に定める手続きにより許可の更新を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により更新を許可したときは、様式要綱第13条第2項の規定を準用する。

第2章 仲卸補助者

(仲卸補助者の届出等)

第5条 仲卸業者は、自らの業務を補助する仲卸補助者（卸売業者が行う卸売に参加するのに必要な知識及び経験等を有している役員又は使用人のうち当該仲卸業者が指名する者をいう。以下「補助者」という。）を市場内において卸売業者が行う卸売に参加させる場合は、市長に届け出なければならない。

2 仲卸業者は、前項の届出をしようとするときは、あらかじめ、届出者（法人にあっては、その代表者）が押印した仲卸補助者指名届出書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 補助者の生年月日・住所を確認できる書類

(2) 補助者の写真（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルで、無帽かつ正面上半身のもの）1枚

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

3 市長は、前項の届出を受理したときは、当該仲卸業者に対して、仲卸補助者章（第2号様式）を交付する。

4 補助者は、卸売業者が行う卸売のせりに参加するときは、前項の仲卸補助者章を付けた帽子を着用しなければならない。

5 仲卸業者は、補助者でなくなった者があるときは、速やかに、届出者（法人にあっては、その代表者）が押印した仲卸補助者解任届出書（第3号様式）を市長に届け出るとともに、その者に係る仲卸補助者章を返還しなければならない。

6 仲卸業者は、その資格を失ったときは、速やかに、すべての仲卸補助者章を市長に返還しなければならない。

（入場の制限又は届出の取下げ）

第6条 市長は、補助者が市場の適正かつ健全な運営を阻害する行為をしたときは、当該行為の中止を命じ、若しくは6月以内の期間を定めて市場への入場を制限し、又は仲卸業者に対して補助者の取下げを命じることができる。

（氏名の変更等の届出）

第7条 仲卸業者は、補助者が氏名又は住所を変更したときは、遅滞なく、届出者（法人にあっては、その代表者）が押印した仲卸補助者氏名変更等届出書（第4号様式）に変更に係る内容を証明する書類を添えて市長に届け出なければならない。

（有効期間及び更新）

第8条 補助者の届出の有効期間は、その属する仲卸業者の許可期間とする。

2 仲卸業者は、第4条第2項の仲卸業務の更新に当たり引き続き補助者を必要とする場合は、市長が別に定める手続きにより届け出なければならない。

（仲卸補助者章の紛失等の届出）

第9条 仲卸業者は、補助者が仲卸補助者章を紛失し、又は損傷したときは、速やかに、届出者（法人にあっては、その代表者）が押印した仲卸補助者章紛失（損傷）等届出書（第5号様式）を市長に提出して仲卸補助者章の再交付を受けなければならない。この場合において、仲卸補助者章を損傷したときにあつては、当該仲卸補助者章を添えなければならない。

2 前項の規定により仲卸補助者章の再交付を受けようとする者は、当該再交付に要する費用を負担しなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定による提出があったときは、仲卸補助者章の再交付を行う。
- 4 仲卸業者が条例第27条第1項第1号による業務の廃止の届出をする場合、又は仲卸業者の相続人若しくは精算人若しくは破産管財人が条例第27条第2項による合併以外の事由による解散等の届出をする場合において、仲卸補助者章を紛失したときは、届出者（法人にあっては、その代表者）が押印した仲卸補助者章紛失（損傷）等届出書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

附 則 （令和2年3月31日決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年6月21日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の日前に、浜松市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（令和元年浜松市条例第43号）の規定による改正前の浜松市中央卸売市場業務条例、浜松市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する条例（令和2年浜松市規則第48号）の規定による改正前の浜松市中央卸売市場業務条例施行規則、次項の規定による廃止前の浜松市中央卸売市場仲卸業務許可要綱及び次項の規定による廃止前の浜松市中央卸売市場仲卸補助者届出要綱の規定によりされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりされたものとみなす。
（廃止）
- 3 浜松市中央卸売市場仲卸業務許可要綱（平成29年4月1日決裁）及び浜松市中央卸売市場仲卸補助者届出要綱（平成29年4月1日決裁）は廃止する。

附 則 （令和2年6月8日決裁）

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。

第2号様式（第5条関係）



- 備考
- 1 材質 プラスチック
 - 2 寸法 縦 7 cm
横 1.3 cm
 - 3 色
 - (1) 地色 黄色（青果物）
緑色（水産物）
 - (2) 文字 黒色（青果物）（補）については、赤色）
白色（水産物）（補）については、赤色）
 - 4 数字は例示

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）
届出者 ⑩
氏名（名称及び代表者氏名）

仲卸補助者氏名変更等届出書

浜松市中央卸売市場仲卸業務要綱第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 変更内容 新（氏名及び住所）

旧（氏名及び住所）

2 変更年月日 年 月 日

3 変更理由

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）
届出者 ⑩
氏名（名称及び代表者氏名）

仲卸補助者章紛失（損傷）等届出書

浜松市中央卸売市場仲卸業務要綱第9条の規定による仲卸補助者章等を紛失（損傷）したので、次のとおり届け出ます。

記

- 1 補助者氏名
- 2 紛失（損傷）物件 仲卸補助者章
- 3 紛失（損傷）年月日 年 月 日 紛失・損傷
- 4 理由
- 5 再交付願い及び誓約

- 1 紛失（損傷）した仲卸補助者章の再交付をお願いします。
- 2 紛失した仲卸補助者章について、万が一事故ある場合は全て責任を負うことを誓約いたします。

仲卸業者（名称及び代表者氏名） ⑩

（添付書類）

- （1）損傷の場合は、損傷した仲卸補助者章